

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事

調査嘱託申出書

2008（平成20）年1月24日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 大木一俊

弁護士 若狭昌穎

弁護士 須藤博

第1 証明すべき事実

国土交通省関東地方整備局が作成した別紙「想定氾濫区域図」（乙第64号証）は信頼に足るものではないこと及び被告はその内容の検討を怠ったこと

第2 嘴託先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
国土交通省関東地方整備局河川局

第3 調査事項

別紙のとおり

調査事項

- 1 別紙「想定氾濫区域図」（以下「本件想定氾濫区域図」といいます）中の太い線で囲まれた区域が想定氾濫区域と思料されますが、これはどのような根拠によって想定されたものか明らかにして下さい。
- 2 上記の太い線で囲まれた区域は、堤防の高水位と同じ標高を地図上に示したものではないのでしょうか。だとしたら、何故に、これが氾濫想定区域となるのかその理由を明らかにして下さい。
- 3 本件想定氾濫区域図によって、氾濫想定区域とされた栃木県内の地域の氾濫の程度及びその想定被害額をどの程度のものと予想されていたのかを、当時の行政区域ごとに明らかにしてください。
- 4 本件想定氾濫区域図は、いつ、どのような方法で栃木県に交付したのですか。
また、本件想定氾濫区域図の意味内容について、栃木県の担当者に対して説明を行いましたか。説明を行っている場合には、何時、誰が、誰に対して、どのような説明を行ったのか、それに対して、栃木県の職員からどのような質問があったのかについて明らかにして下さい。なお、その際には、貴局及び栃木県の職員については、当時の役職名と氏名を明らかにしてください。
- 5 以上の事項について、書類があれば、回答内容の信用性を確保する観点から、その写しを回答に添付してください。